

令和6年2月7日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

高砂市特別職報酬等審議会
会 長 松 本 克 英



高砂市特別職報酬等の額について（答申）

令和5年10月11日付高諮第10号で諮問のあった議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、当審議会で慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

記

1 報酬等の額

現時点においては、議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額は、それぞれ現行の額に据え置くことが適当である。

2 答申の説明

(1) 基本的な考え方

議会議員は、市民代表として行政に対するチェック機能だけでなく、行政側から提案された予算や条例を議決する議決権を有しており、行政需要の多様化、複雑化に対応するため、その職責の遂行にあたっては高い見識と専門的知識が従来以上に要求されている。

一方、市長及び副市長の職務と責任は、市の行政組織における最高の地位

を占めるものであり、最高責任者としての極めて高度な判断と強い統率力が要求され、その給料は責任ある重要な職責を果たすうえでふさわしいものでなければならない。

以上のことは、過去の当審議会でも基本の考えとしたもので、これは今回も変動するものではないことを前提に、特別職の報酬等の検討にあたっては、兵庫県下各市の報酬等の状況、職員の給与の改定状況などを参考に、多様な視点を反映できるよう市民各層の代表を委員として委嘱し、公平公正な姿勢を念頭に置き、またアフターコロナへと転換していく社会経済情勢を考慮しながら、慎重に審議を行った。

(2) 報酬等の経緯経過と現状

平成24年1月、当審議会において市長及び副市長の給料の額について約3%の減額改定を答申し、同時に議会議員の議員報酬の額についても市長及び副市長と同様に減額改定すべきものとの答申がなされた。

この答申を受け、市長及び副市長の給料の額については平成24年4月より答申どおりの改定がなされたが、議会議員については、議会において設置した議会改革検討特別委員会の報告を受け、議員定数の削減(1名)が実施され、議員報酬の額については改定されなかった。

続く平成26年1月の当審議会の審議においては、社会経済情勢を勘案し、「据え置き」が適当と答申がなされ、市長、副市長及び議会議員の改定は行われなかった。

平成26年以降、一般職の給与の改定において、新型コロナウイルス感染症の社会的影響が大きく、月額給料表の改定が見送られた令和2年・3年を除き、増額改定が続いている。その間、当審議会においても「引上げ」の検討を行ったが、今後の市の財政状況等を勘案し、「据え置き」が適当と答申され、直近の令和3年度の審議会でもその考え方が踏襲され改定は行われなかった。

現状として、議員報酬の額については平成10年4月1日に増額改定されて以降、長期間にわたって改定が行われていない状況であるが、期末手当については平成18年度に算定基礎額の加算措置(15%)の廃止を行っている。また、市長及び副市長の給料の額については、平成24年4月に実施した約3%の減額改定後の額となっている。

(3) 審議の内容及び結論について

平成26年1月に当審議会が特別職に対して据え置きを答申して以降、一般職の月例給においては、人事院勧告に準拠するかたちで平成26年度以降、

微増または据え置きの改定が続いていたが、直近の令和5年度においては約1.1パーセントの増額改定と過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップとなった。

こうした人事院勧告におけるこれまでの増額改定率を踏まえることや物価上昇に起因する労働者全体の賃上げを推し進める動きもあり、現状の社会経済情勢からも増額を考えるべきであるとの意見があった。また他市より先んじて特別職の報酬等を増額することで地域にインパクトを与えられることや魅力の発信ができ、高砂市の活性化へのアピールにも繋がるといった意見もあった。

ただ一方で、県下他団体との比較において人口規模と報酬等の額との相関関係が相応であることや市の抱える債務の多さへの懸念、今後の大型事業への備えが必要との意見もあった。また、増額改定を受け入れられるまでの景況感を市民が感じていないのではないかとといった市民感覚を考慮することなど、これら総合的な検討を行った結果、当審議会は議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については「据え置き」が妥当であると判断した。

3 付帯意見

参考までに審議した、教育長及び事業管理者の給料の額についても県下他団体と比較しても特に改定が必要とは言えず、市長等と同様に「据え置き」が妥当であると判断した。

次に、特別職の期末手当の支給月数においては、人事院勧告に伴う一般職の期末勤勉手当に改定がある場合、その給与改定に準じ、常勤の特別職の期末手当の支給月数の改定を行うこと、併せて、常勤の特別職の改定に準じ、議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うことについても、実施することが望ましいと考える。また、一般職の改定に合わせて特別職の期末手当の改定を実施したうえで、改定に伴う年収変動を勘案し、市長及び副市長の給料、議員報酬の額の検討をしていく必要があると考える。

なお、令和5年12月期の期末手当においては、物価上昇等により生活に影響が出ている市民が多数いる状況のなか、増額改定することを差し控え、副市長、教育長、事業管理者及び議会議員とともに、増額の改定を来年度からとする市長及び市議会の判断は理解できるものである。

4 おわりに

今回の答申については、慎重かつ真摯に審議した結果、現時点の状況を見て判断したものである。今後の本市においても少子高齢化に伴う人口減少がより進行することにより、現在緩やかに回復基調にあるとされている経済情勢にあっても、先行きの不透明な要素が数多くあると考えられる。今後また、甚大な被害をもたらす自然災害や新型コロナウイルス感染症のまん延のような不測の事態が起こることも考えられ、社会経済情勢はめまぐるしく変化すると予想される。このような状況のなか、特別職の職責はさらに重いものになることが考えられ、その報酬等の額においても、これらの変化に適切かつ迅速に対応し、検討を続けていく必要があるものである。

別紙

高砂市特別職報酬等審議会開催状況

回	開催日	内容
第1回	令和5年10月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、会長代理の選出 ・諮問 ・参考資料の説明 ・市長及び副市長の給料の額について ・議会の議員の報酬の額について ・教育長及び事業管理者の給料月額について
第2回	令和6年1月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長及び副市長の給料の額の改定について ・議会の議員の報酬の額の改定について ・教育長及び事業管理者の給料月額について

高砂市特別職報酬等審議会委員

役職	氏名	所属
会長	松本克英	高砂市連合自治会会長
会長代理	中野哲郎	高砂商工会議所副会頭
委員	貝塚史利	元兵庫県職員
〃	塩崎篤史	高砂青年会議所理事長
〃	富田善丈	税理士
〃	林晃平	高砂市労働者福祉協議会会長
〃	福元昇	元市議会議員
〃	前田弘子	高砂市連合婦人会会長
〃	山口光一	連合兵庫中南部地域協議会事務局長